

指定難病・小児慢性特定疾病の医療受給者証から、保険者名・記号及び番号並びに高額療養費の適用区分(以下単に「適用区分」という。)の記載が廃止されます。

今後は、オンライン資格確認等システムの活用等によりご確認くださいませようお願いします。  
なお、令和8年2月28日以前に発行された受給者証には適用区分等が記載されていますが、受診時に変更されている場合がありますので、最新情報の確認をお願いいたします。

### ◎患者さんがマイナ保険証を利用できる場合

患者さんがマイナンバーカードをカードリーダーに置くことで、オンライン資格確認等システムから資格情報の取得・取り込みができ、適用区分情報を含めて確認できます。

### ◎患者さんが資格確認書を持参された場合

患者さんが提示した資格確認書を確認し、資格確認端末等でオンライン資格確認等システムに、保険者番号を入力することにより、資格情報の取得・取り込みができます。  
この場合、適用区分情報の提供については、窓口職員等が口頭等で患者さんから毎回同意を取得する必要があります。

### ◎患者さんが限度額適用認定証等を持参された場合

限度額適用認定証等に記載された適用区分を確認します。

## 適用区分が確認できない場合

オンライン資格確認未導入の医療機関、資格確認書を提示した患者が適用区分情報の提供に不同意の場合や、患者からの限度額適用認定証等の提示がない場合等、適用区分が確認できない場合は、以下の取り扱いをお願いします。

	適用区分	特記事項への記載
① 70歳未満の者	適用区分ウ	不要
② 70歳以上の者(入院療養) (ただし、④の者を除く)	適用区分一般 ※1	要
③ 70歳以上の者(外来療養) (ただし、④の者を除く)	適用区分一般 ※1	要
④ 70歳以上の現役並み所得者	適用区分ア ※2	要

※1 ②③の「適用区分一般」とは、レセプト記載要領に基づき、後期高齢者医療を除く70歳以上の者(2割負担)は「適用区分工」、後期高齢者医療被保険者(2割負担)は「適用区分力」、後期高齢者医療被保険者(1割負担)は「適用区分キ」を指します。

※2 ④は、高齢受給者証等の提示により、指定医療機関において、現役並み所得者であることが確認できた場合となります。

指定難病のお問合せ先 : 相模原市 疾病対策課 難病対策班 042-769-8324  
小児慢性特定疾病のお問合せ先: 相模原市 こども家庭課 保健事業班 042-769-8345

